

平成20年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成20年12月17日(水曜日)

議事日程第6号

平成20年12月17日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第172号及び同第173号、議案第180号及び同第183号、
陳情第11号
- 日程第4 議案第171号、議案第174号、議案第181号及び同第182号、
議案第184号及び同第185号、陳情第12号、発議第13号
- 日程第5 議案第170号、議案第176号から同第179号まで、請願第4号
- 日程第6 議案第175号
- 日程第7 議案第186号
- 日程第8 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第9 発議第14号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第172号及び同第173号、議案第180号及び同第183号、
陳情第11号
- 日程第4 議案第171号、議案第174号、議案第181号及び同第182号、
議案第184号及び同第185号、陳情第12号、発議第13号
- 日程第5 議案第170号、議案第176号から同第179号まで、請願第4号
- 日程第6 議案第175号
- 日程第7 議案第186号
- 日程第8 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第9 発議第14号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

応招議員 29名

出席議員 28名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	8番	田原	実君
9番	五十嵐	哲夫君	10番	五十嵐	健一郎君
11番	保坂	良一君	12番	高澤	公君
13番	倉又	稔君	14番	久保田	長門君
15番	大滝	豊君	16番	斉藤	伸一君
17番	伊藤	文博君	18番	伊井澤	一郎君
19番	鈴木	勢子君	20番	猪又	好郎君
21番	古畑	浩一君	22番	山田	悟君
23番	池亀	宇太郎君	24番	大矢	弘君
25番	松尾	徹郎君	26番	畑野	久一君
27番	野本	信行君	28番	関原	一郎君
29番	新保	峰孝君	30番	松田	昇君

欠席議員 1名

7番 平野久樹君

+

+

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	本間	政一君
市民生活部長	小林	清吾君	総務課長事務取扱	渡辺	和夫君
総務課長補佐	田原	秀夫君	建設産業部長	織田	義夫君
能生事務所長	池亀	郁雄君	総務企画部次長	七沢	正明君
市民課長	金平	美鈴君	企画財政課長	小掠	裕樹君
市民生活部次長	小林	忠君	青海事務所長	田鹿	茂樹君
健康増進課長	早水	隆君	福祉事務所長	山崎	利行君
農林水産課長	岡田	正雄君	商工観光課長	建設	建設課長
新幹線推進課長	岡田	正雄君	建設産業部次長	山崎	利行君
消防長	吉岡	隆行君	建設課長	細井	建治君
教育委員会教育次長	山岸	洋一君	ガス水道局長	小松	敏彦君
教育総務課長	山岸	洋一君	教育長	渡辺	千一君
			教育委員会学校教育課長	渡辺	千一君

教育委員会生涯学習課長
中央公民館長兼務
市民図書館長兼務
勤労青少年ホーム館長兼務

渡辺 辰夫 君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

山崎 弘易 君

監査委員事務局長 結城 一也 君

事務局出席職員

局長 神喰 重信 君 副参事 猪又 功 君
主任主査 松木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、平野久樹議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、保坂 悟議員、20番、猪又好郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、新保峰孝議員から、去る12月1日、本会議中、地域情報化調査推進特別委員会、古畑浩一委員長報告に対し質問をした発言のすべてを取り消したい旨の申し出がありました。

この際、おはかりいたします。

この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、新保議員の古畑委員長への質問発言を、取り消すことに決しました。

議員各位にお願いいたします。

先例申し合わせ事項35において、議案が付託された所管の委員会委員は、本会議において当該委員長報告に対し質疑を行えないことになっており、今後これを含む先例申し合わせ事項については、遵守するようお願いいたします。

次に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤委員長。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日9時半より、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、本日提案されます議案第186号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、総務財政常任委員長及び文教民生常任委員長から、休会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に議員発議として、発議第13号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書、発議第14号、C型肝炎被害者の救済に関する意見書の2件が、所定の手続を経て提出されております。

これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務財政常任委員会及び文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

おはようございます。

総務財政常任委員会では会期中の12月12日に、行政改革についての所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

系魚川市行政改革推進委員会が本年11月15日をもって委嘱期間が終了することに伴い、同委員会より市長に具申されたことにより、その具申内容の報告を受け、所管事項調査を行いました。

具申は、系魚川市行政改革推進委員会から提出されたもので、行政が示したものでないことから、具申内容についての答弁を求めることに無理はあるものの、具申内容を調査することにより、閉会中の所管事項調査の調査事項を検討いたしました。

委員より、今回の具申を行政がどのように受けとめ、どのような具体的回答を用意するのかとの質問に、全体に行政改革のテンポが遅いのではないかと指摘があり、重点項目の中での職員の数、民間委託、地区公民館制度、使用料負担金についてなどで多くの意見が出ている。そこで、これらをより早く行政改革に取り組むことによって、市全般の行政運営に反映させなければならないと思われているとの答弁がありました。

また、具体的なアクションプラン、数値目標を掲げる必要があり、その数値目標をどのように設定し、進めていくのかとの質問に、今の経済状況が非常に悪く、自然収入が厳しい中では全体要求額に対し支出の要望が多いため、全体事業の見直しも必要ではないかとの答弁がありました。

これらの質疑、答弁などにより、事業の見直しと財政計画を示してもらいたいというのが主な意見であり、行政改革推進委員会からの具申の項目を踏まえて正副委員長で協議し、閉会中の所管事項調査項目を決定することにいたしました。

以上、総務財政常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

今会期中の12月11日に文教民生常任委員会を開催し、健康づくりセンターについて所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

冒頭、栗林副市長より、アメリカの金融恐慌により、日本経済は異常とも思えるような不況に突入していることから、糸魚川市として、今後の市政運営に当たって事業全般にわたった精査を必要としている。

特に、市の歳入の骨格をなす市税、交付税の減収傾向と先行きの不透明感に加え、譲与税、交付金等の歳入に大幅な落ち込みが予想されており、新市計画、あるいは総合計画で想定した事業に加え、国からの要請による学校耐震化の整備事業をはじめ、火葬場、区画整理などの早期取り組み事業が急遽浮上してきており、財政計画の大幅な見直しを必要としている状況にある。

さらに、これまで計画していた事業費も実施段階において全般的に膨れてきており、これに付随する起債額も増加傾向を示している。このため、今後計画している事業で節減、あるいは縮小、圧縮、繰り延べなど可能な事業を精査しており、直面する健康づくりセンターも対象事業としていることから、今後の財政状況の全体資料が整い次第、健康づくりセンターの考え方を本委員会に報告したいと考えているとの説明がなされました。

質疑応答において委員より、健康づくりセンターの具体的な見通しはいつかの問いに、9月議会において健康づくりセンターの質問を受け、資材の高騰の中で、どれだけ当初予定の事業費をオーバーせずにできるか具体的な検討をした。その中で、より早く建設に向かってスピードアップを図るということで職員体制の充実も行った。

その後、世界的な経済危機という中で、市税等の歳入見通しが厳しくなる可能性もだんだん明らかになってきた。そうしたことから、今後、建設予定にあるものについては精査をしていかなければならず、来年中に建設予定である健康づくりセンターについても、残念ながら見直しをしなければならない。ただ、見直しという中で、財政全体の中長期の収支見通しが、どの程度になっているかわからない中では、健康づくりセンターについても、どのくらい削減すればいいのかというのが見えない状況であるので、現段階ではスケジュールも含め、見直しの内容についてもまだ報告するには至っていないとの答弁がありました。

福祉センターについての現状判断の質問には、今の建物の老朽化を考えると、早期に整備をしていかなければならないという考え方では一致しており、現在のところ建てる方向性は定まっているとの答弁がなされております。

また、委員より、健康づくりセンターというのは合併協議の中にあり、総合計画の中にもきちんと組み込まれている。そして市長が、平成21年度には着工すると明言されている事業である。これを見直すということは、市の事業全体を見直していかなければならず、行政改革も強力に推進しなければならないが、その考え方についての問いには、市民に対しても計画を変更するからには、どういうものができるのか。また行革の部分も含めて、しっかりした財政計画を立てていかなければならないということ、現在、指示しているとの答弁がありました。

その他活発な質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

なお、今ほどの説明の中で、健康づくりセンターという言葉だけを述べましたが、正式には「仮称」という文字がつくことから、私の報告の中に、健康づくりセンターに「仮称」をつけ加えさせていただきます。

以上で、文教民生常任委員会の所管事項調査報告を終了いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第172号及び同第173号、議案第180号及び同第183号、
陳情第11号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第172号及び同第173号、議案第180号及び同第183号、陳情第11号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託となりました案件は、議案第172号、同第

173号、同第180号及び同第183号の議案4件であります。

審査は去る12月12日に終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案4件についてはいずれも原案可決であります。

なお、継続審査となっておりました陳情第11号、地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情につきましては、不採択であります。

初めに、総務課関係の審査に入る前に栗林副市長より、一般質問で指摘のあった昨年の参議院選挙、及び本年10月に行われた県知事選挙の際の市職員の対応について、現在、明確な事実確認はできていない状況ではあるが、投票者、市民有権者に不快感を与えたことは、管理監督する理事者としておわびするとともに、本人にもおわびに上がる考えである。

指揮命令系統については、行政委員会である選挙管理委員長の指揮命令系統に基づいた事務であるので、他の行政委員会についてもそのようなことのないように、しっかりと対応するように申し入れをしておきたいとの謝罪と対応策を受けた後、議案審査を行いました。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第172号、糸魚川市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、懸案事項であった3消防団が統合されるということである。出初め式、消防団総合演習などは、これまで3地域別々に行っていたが、統合によりどうなるのかとの質問に対し、当面は現状を維持しながら実施するが、統一性のとれるものから適宜統一していきたいとの答弁がありました。

糸魚川地域では浦本分団から今井分団まで分団を地区名で呼んできたが、すべて通し番号になることにより混乱することはないかとの質問には、市民が見て第何部との数字だけの記載ではわかりにくいいため、連合会での話し合いでは積載車の頭の看板に地区名を漢字で示し、組織上の名称は数字を用いるとの答弁がありました。

議案第173号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定では、改正条例の別表第1に副団長の報酬の定めがあるが、参考資料の組織図の中に副団長の記載がないのはなぜかとの質問に対し、資料の組織図の意図は、当面の間は副団長を置かないという話し合いの中で作成したもので、消防隊長が副団長階級をつけることから、当分の間は専任の副団長は置かずに、消防隊長が副団長を兼任するとの答弁がありました。

議案第180号、平成20年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算(第2号)では、歳入の中で有線テレビ広告放送料があるが、広告の募集地域は糸魚川市全域かとの質問に対し、条例上は糸魚川市に店舗があるということになっている。能生地域だけでなく、糸魚川、青海地域の事業所であっても広告を出している事例はあるとの答弁に、宣伝効果があると認識しているので、広告宣伝の募集に努め、CATVのよさを糸魚川市全域に広めてもらいたいとの要望がありました。

陳情第11号、地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情については、9月定例会において継続審査となっていたものです。

審査は、9月定例会において既に論議が尽くされていることから、即時に起立採決を行った結果、起立少数により不採択に決しました。

以上、総務財政常任委員会審査報告を終わります。

議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

おはようございます。

陳情第11号、地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情について、基本的に賛成であります。

陳情項目は2つであります。

1つは、地域間格差を拡大することとなる直轄事業の地方移譲は行わないこと。

2つ目は、関川及び姫川、一般国道8号及び18号を国の直轄管理とし、高田河川国道事務所及び出張所を存続することです。

現在、重要な部分の管理は国が受け持つという考え方で行われております。これは地震などの災害時の対応に大きく寄与していると思います。当市にかかわる姫川、国道8号を地方へ移譲することは、鉄道を分断し、第3セクターで運営するのと同じく、維持そのものが大変であることに加え、地方自治体の財政力により差がついてくるのは目に見えております。

災害が発生しやすい当市においては、新潟県へ移譲されるより安定した維持管理ができる直轄事業の方が実情に合っていると思いますので、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論を終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第172号、糸魚川市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第173号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第180号、平成20年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第183号、平成20年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第11号、地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第4．議案第171号、議案第174号、議案第181号及び同第182号、議案第184号及び同第185号、陳情第12号、発議第13号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第171号、議案第174号、議案第181号及び同第182号、議案第184号及び同第185号、陳情第12号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第13号の説明を求めます。

保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第171号、議案第174号、議案第181号及び同第182号、議案第184号及び同第185号、陳情第12号の議案6件、陳情1件であります。

去る12月15日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案6件についてはいずれも原案可決、陳情第12号については採択であります。

経過については若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

次に、陳情第12号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情が採択されたことにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第13号を提出します。

これより提案説明を行います。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は独立行政法人森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところです。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与するため、下記事項の実現に向け必要な対策を講ずるよう強く要望します。

- 1、森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。
- 2、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。
- 3、計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放

棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官、衆議院議長及び参議院議長へ意見書を提出します。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第13号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第171号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第174号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第181号、平成20年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第182号、平成20年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第184号、平成20年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第185号、平成20年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決

+

いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第13号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第13号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第12号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第5 . 議案第170号、議案第176号から同第179号まで、請願第4号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第170号、議案第176号から同第179号まで、請願第4号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

本定例会初日に、当文教民生常任委員会に付託されました案件は、議案第170号、議案第176号から同第179号までと、請願第4号の6件であります。

去る12月11日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり議案については原案可決、請願第4号につきましては不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第170号の市税条例の一部改正条例の制定、議案第176号から同第179号の補正予算については異議なく原案可決しており、特段報告する事項はありません。

請願第4号、介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願については、マスコミ等でも言われている介護労働者の処遇改善、人材確保及び必要な介護サービスの保障ということでは請願の趣旨は妥当であり、介護保険の見直しも含めて充実をしてきているが、国の負担も含めてさらに介護保険の充実を目指すべきとの賛成意見と、政府筋では来年4月から月給2万円アップということを決定しており、また、新たに10万人を増員していくという方向性も打ち出されている。さらに1,200億円の基金を創設し、介護保険料の急激な負担増を回避するという方向性も出ている。こういった観点からも国として対応しているの、あえてここで請願を出す必要はないとの反対意見があり、起立採決の結果、賛成少数にて不採択に決しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

請願第4号、介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願に賛成であります。

請願事項は、介護労働者の処遇改善と人材の確保、必要な介護サービスの保障、国の負担をふやすことでもあります。

3年に一度、介護報酬見直しが行われますが、これまで2回の改定で4.7%、介護報酬が引き下げられております。今回、初めて3%の引き上げが図られることになっております。また、介護保険財政へ一般財源を投入しない姿勢を崩さなかった政府が、1,200億円の国費を使い保険料上昇を抑制する方針に転じたことも一歩前進だと思いますが、当初、言われていた介護労働者の給料2万円アップは消えております。これは介護難民などと言われるような言葉で語られる介護をめぐる状況の中で、今回の対策だけでは不十分なことを示しているのではないかと思います。同時に、現行制度では、報酬を上げると保険料も上がる仕組みであります。介護をめぐる問題を抜本的に解決するためには、現在25%の国の負担を引き上げることがどうしても必要と考えるものであります。

高齢化が進む当地域の現状を考えあわせ、本請願の趣旨は当然のことと考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第170号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第176号、平成20年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第177号、平成20年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第178号、平成20年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第179号、平成20年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第4号、介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第6．議案第175号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第175号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

倉又 稔総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第175号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る12月12日に審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

企画財政課関係では、委員より、総合経済対策事業は目的が市内の経済対策ということであるので、市内の業者あるいは市に税金を納めている業者に配慮してもらいたいとの発言に対し、発注は補正予算が成立してからということになるが、総合経済対策ということから業者選定の際には、当然、地元業者を中心に発注したいと考えているとの答弁がありました。

消防本部関係では、消防団旗のデザインはどうやって決めるのか。また、地元消防団の意向など採用されるのかとの質問に対し、デザインについては消防団旗、消防隊旗、分団旗、部旗は、それぞれ基準となる手本がある。それに準じて作成するが、団の皆さんの理解のもとに作成する計画にしているとの答弁がありました。

このほかにも質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上、総務財政常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂良一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂良一君登壇〕

11番（保坂良一君）

議案第175号、平成20年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当建設産業常任委員会に分割付託されました関係部分につきましては、去る12月15日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項をご報告いたします。

建設課関係で、一の宮跨線橋の解体の経緯、スケジュールについての質問に対し、解体の経緯については、昭和40年に設置されて以来40年以上経過して相当傷んでおり、新幹線工事が出てくるといった状況があり、今回、撤去をするものである。また、新幹線の駅舎との絡みで自由通路が新たに設置されることから、再建ではなくて、撤去ということで地元のご理解を得ているところである。

スケジュールについては、今の計画では、実際に交通規制がかかる時期は、平成21年5月上旬から8月下旬ということ考えている。交通規制に伴う対応については、踏切を南から北に向かう場合、渡りきったところにすぐ信号機があり、信号が赤になったときに踏切内で渋滞が起きる危険性があるということで、警察、JRと協議を行い、現在のところでは、車両については北から南へ

の一方通行というふうを考えている。地域の皆さん方に、より一層の交通に対するご理解をいただくような対応をしていきたいとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉藤伸一文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第175号、平成20年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当文教民生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る12月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

市民課関係では、4款3項2目、リサイクル事業において、委員より、平成21年度から廃蛍光管等が資源ゴミとして回収されるということだが、回収方法についてはとの問いに、現在、乾電池を回収しているような拠点方法で、お店に回収箱を置き、市民から持ってきてもらう予定との答弁。

教育委員会関係では、10款5項7目、博物館費において、委員より、原材料費として100万円の計上は、仕入れがふえてきたということだが、今後、ジオパーク事業が進んでいったときに、どのようなものが売れるのかという方向性や、売り上げ見込み等は立てているのかとの問いに、ミュージアムは、基本的に学習、研修という1つの目的をもっているもので、ショップについては、お客様の学習、研修に資するような商品を中心に販売したいと思っている。

また、売店の運営経費そのものも捻出していかなければならないということで、子供に人気があるもの、キャラクター的なもの、グッズ的なもの等の売れ筋の商品の開発について研究していかなければいけないと思っているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第175号、平成20年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

11時5分まで暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7．議案第186号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第186号、平成20年度糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お疲れさまでございます。

ご説明申し上げます。

議案第186号は、国民健康保険条例の一部改正についてであります。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産一時金を引き上げるため所要の改正を行いたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

小林健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 小林 忠君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（小林 忠君）

議案第186号、糸魚川市国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

産科医療保障制度は、分娩にかかる医療事故による紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を目的に創設されたもので、通常の分娩にもかかわらず脳性マヒとなった子及び家族の経済的負

担の速やかな保障とともに、事故原因の分析を行い、将来同種の事故防止に資するための制度でありまして、補償金額を3,000万円とし、これにかかる1分娩当たりの掛金、いわゆる保険料でございますけれども、3万円を出産育児一時金に上乗せできるというものであります。

第7条第1項、ただし書きを加えまして、現行35万円の出産育児一時金に、規則により3万円を上限に加算することの規定とあわせまして、字句の修正を行いました。

附則では、施行日を平成21年1月1日とし、経過措置として、施行日前の出産については従前どおりとしたいものであります。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第186号、平成20年度系魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．諮問第1号から同第6号まで

議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、諮問第1号から同第6号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております太田 機さんの任期が、平成21年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております山本明美さんの任期が、平成21年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております綱島八十八郎さんの任期が、平成21年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております宮本マサ子さんの任期が、平成21年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第5号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております吉岡正成さんの任期が、平成21年3月31日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第6号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております清水美枝子さんの任期が、平成21年3月31日で満了いたしますことから、後任の候補者といたしまして倉又富美子さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくご説明申し上げます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。
これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。
次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。
次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。
次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。
次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。
次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

日程第 9 . 発議第 1 4 号

日程第 9、発議第 1 4 号、C 型肝炎被害者の救済に関する意見書についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。〔 1 2 番 高澤 公君登壇〕

1 2 番（高澤 公君）

発議第 1 4 号の説明をさせていただきます。

C 型肝炎被害者の救済に関する意見書でございますが、意見書案を朗読して、説明にかえさせていただきます。

このたび薬害肝炎訴訟において制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテや投薬証明によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害 C 型肝炎被害者と認定された患者に、症状に応じて給付金が支払われることとなった。

しかしながら、フィブリノゲンなどの血液製剤の投与により、C 型肝炎に感染している患者は 1 万人以上いるといわれているが、カルテなどで投与の事実が証明できるのは、ごく限られるものとみられている。

C 型肝炎は感染してから発症までに 1 0 年から 2 0 年を経過するのに、カルテの保存義務は 5 年のため、9 0 % 以上の患者はカルテによる証明が難しく、救済対象から外されかねない状況にある。

よって、国会並びに政府におかれては、衆参両議院の厚生労働委員会で決議もなされていることから、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

- 1 カルテがない C 型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書などの書面、医師などの投与事実の証明または本人、家族等による証明なども幅広く考慮することにより、薬害 C 型肝炎患者と認定し「特措法」の適用による救済を図ること。
- 2 患者家族、遺族や代理人弁護士などから、対象製剤の投与事実の照会を受けた際には、カルテ、レセプト、手術記録、看護記録などを最大限調査して開示し、担当医師らの証言を得られるよう医療機関などに協力の要請、指導を行うこと。
- 3 ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置などの早期実現を図ること。
- 4 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消、治療薬・治療法の開発促進を図ること。
- 5 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

新潟県糸魚川市議会

内閣総理大臣様、法務大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。
会議規則第14条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、
これにて討論を終結いたします。

これより発議第14号、C型肝炎被害者の救済に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．閉会中の継続調査について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議
規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し
出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。
以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成20年第4回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月1日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

この機会に当面する主要事項3点につきまして、ご報告をさせていただきます。

最初に、総合計画の実施計画と中期財政見通しについて、ご報告申し上げます。

ご承知のようにアメリカの金融危機に端を発して、世界同時不況が発生し、日本経済も異常とも思われる景気の悪化と不況に突入いたしました。

国は去る12日、23兆円の緊急景気対策を発表いたしました。景気や雇用の悪化はこれからの地方財政や市政運営にも大きな影響を与えるものと予測をいたしております。

このことから、例年、議会最終日に総合計画の実施計画を配付をいたしてはりましたが、実施計画を含めた事業全般にわたっての精査と、中期的な財政見通しが必要と判断をいたしましたところでありまして、いましばらくお時間をいただき精査をいたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、主な理由といたしましては、1点目は、市歳入の骨格をなす市税の減収傾向と交付税の先行きが不透明であること。

2点目は、新市建設計画、総合計画で想定いたしました事業に加え、国からの要請による学校耐震化の整備事業をはじめ、火葬場、新幹線などに伴う起債の増額により、財政計画の大幅な見直しが必要なことなどを考えまして、今後、計画している事業で、節減、縮小、圧縮、先送りなど、早急に精査を行い、なるべく早く実施計画と中期財政見通しについて、お示ししたいと考えております。

なお、予算編成方針につきましては、さきの一般質問でお答えいたしましたとおりでございます。

次に、ぬながわ森林組合の原産地表示問題について、ご報告申し上げます。

昨日からテレビ等で報道されておりますとおり、ぬながわ森林組合によるタケノコ及びぜんまい受託加工に当たり、原産地の不適正表示について新潟県から指示されたところであり、大変、遺憾に思っております。

今後、詳細について森林組合から状況を聴取し、市といたしましても改善要請をしてみたいと考えております。

最後に、根知へき地診療所の再開について、ご報告申し上げます。

昨年、姫川病院の閉院に伴い休診となっておりました根知へき地診療所につきましては、糸魚川

+

総合病院のご協力によりまして、12月11日から診療業務を再開いたしました。

診療は、当面、月2回、第2・第4木曜日の14時30分から15時30分までとし、根知地区にチラシ等により周知をいたしたところであります。

以上、当面いたしております主要事項3点について、ご報告申し上げます。

議員の皆様をはじめ市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、健康に十分留意をされ、幸多く、輝かしい新春を迎えられますようお願い申し上げます。

終わりに、平成21年3月市議会定例会の招集日を、平成21年2月23日(月曜日)とさせていただきます。予定をさせていただきますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(五十嵐健一郎君)

これもちまして、平成20年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前11時25分 閉会

+

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+